日本伝統鍼灸学会副会長 会則検討委員会委員長 小林詔司 (\*2011年当時の役職) (2012年4月)

昨年の総会で新会則が議決され、新しい会則の許、本学会は歩み始めたが、その際、会則 に付帯する細則並びに規定については後日改めて公表するとした。

その後理事会にて協議、決議が行われた細則の内、今回評議員会の承認を得た緊急を要す る細則の公表に当り、以下に順を追って説明を加える。規定については審議未了である。

なお細則は、総会の議決を必要としない。

### 1. 会費及び会員

これは、会則第9章会計、第38条(運営費)に対応する内容である。

1)正会員の会費は、年額 10,000 円とする。

これは、学会誌発行の経費だけでも 1 回 1 人当り 2,000 円で収まらず、それを年 3 回発行している現状、また海外との交流など学会活動が激しくなる等のことから、これまでの 6,000 円会費では立ち行かないと判断した。会としては学会誌の一層の充実と活動の活発化をもって値上げに応える所存である。

- 2) 賛助会員の年会費は、20,000円以上とする。
- この額は、個人または企業団体にお願いする当会への希望援助額である。
- 3)新しく正会員になるには、4,000円の入会金を要する。
- これは、新しく会則第 10 条に退会の項を設けたことにより、これまで曖昧であった正会員の入会・退会を明確にするためである。
- 4) 学生会員を新設し、会費を 6,000 円とした。
- 但し、学生の学生会員登録時及び正会員転入時の入会金は、無料とした。
- 5)会費の納入期限、退会条件、会員資格について定めた。
- 以上、新会費等は平成 25 年(2013 年)4 月 1 日より実施されるもので、会員各位のご理解 とご協力を切にお願いしたい。なお会費納入期限は6月末日である。
- 以下の項目は公表直後より有効となるものである。

### 2. 会員特典

正会員、賛助会員、学生会員の各特典を決めた。

特に、学生会員の会費に対する特典割合は非常に大きい。

# 3. 会長及び副会長

これは、会則第15条の2)及び第16条の2)に対応する内容である。

1)会長候補の選出、2)副会長の選出、3)会長候補条件、4)会長代行の各項について取り決めた。

### 4. 学術大会開催地

これは、会則第8章学術大会、第36条(開催地)に対応する内容である。

# 5. 評議員の選出

この項については、次回の評議員選挙が 2 年後のため来年度の検討で間に合うとして、審議未了とした。

# 6. 事務局の住所

これは、会則第1章総則、第2条(事務局)に対応する内容である。

2012 年度 4 月掲載